

入居申込の流れについて

【 申込方法、および必要書類 】

① 特別養護老人ホーム青葉苑 入居申込書

(両面になっています。要介護 1・2 の方、要介護 3・4・5 の方で分かれています。)

(書類に記入もれがある場合は、受付できません。その場合は、再度、ご記入頂いた後に、申込受付となりますので、必要事項は必ずご記入の上、ご提出下さい。)

※押印・・・2ヶ所あり

② 入居についての介護支援専門員意見書 (1 枚)

※ 介護支援専門員意見書についての依頼先

- 在宅サービスを利用の方……………居宅介護支援事業所の介護支援専門員
- 施設入居中の方……………入居している施設の介護支援専門員 (入居している施設に介護支援専門員がいない場合は、生活指導員や計画作成担当者など、入居希望者の状況を良く知っている方)
- 入院中の方……………入居希望者の状況をよくご存知の病院の介護支援専門員やメディカルソーシャルワーカーまたは担当の看護師等へお願いして下さい。

③介護保険者証 (コピー1 部)

④「サービス利用票 (写)」「サービス利用票別表 (写)」の直近 3 か月分

〔注〕申込者は、申込事項に変更等が生じた場合は、必ず、入居申込事項の変更申し出を当施設までご連絡下さい。その内容により、入居の優先性が変わることがありますので、ご注意下さい。(介護認定の更新による要介護状態の区分の変動、認定の有効期間の変更等があった場合は、新しい介護保険被保険者証のコピーをご提出下さい。)また、他の施設等への入居が決定された方、当施設への入居申込を辞退される方も、お手数ですが、その旨ご連絡下さい。

【 更新の申込について 】

今回、入居申込をされた方でも、施設で定めた時期において 1 年毎に更新手続きが必要となります。

※ 入居申込書等は、今回、申込をされた方へは、来年の更新時期に、当施設より郵送いたします。

【 入居順位の調整 】

- ① 施設は、施設職員以外の第三者を加えた入居検討委員会を設置し、利用者の変動に合わせその都度、検討会を開催し、入居順位の調整を行います。
- ② 入居順位は入居 (利用) 申込者評価基準に基づいて、評価の高い順に優先順位を定めます。

【 申込者への連絡・入居の意思確認 】

- ① 空床が生じた場合、入居検討委員会で調整した順位の上位者から連絡および入居の意思確認を行い、利用を希望される方が入居となります。

〔注〕入居の意思を確認した際、申込者の都合により入居辞退があった場合には、入居が必要になった時点で、再度、入居申込を行っていただくことになります。

入居判定対象者の選定について

～青葉苑入居の指針より～

- (1) 入居判定の対象となる方は、入居申込者のうち、要介護3から要介護5までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は要介護2の方の特例的な施設への入居（特列入居）が認められる者とする。
- (2) 特列入居の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある事に関し、以下の事情を考慮する。
- ① 認知症があり、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
 - ② 知的障害・精神障害を伴い、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
 - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
 - ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ地域で介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- (3) 要介護1、要介護2の入居申込者の特列入居が認められる場合には、以下のような取り扱いにより、入居判定が行われるまでの間に施設と入居申込者の介護保険の保険者との間で情報の共有等を行うこと。なお施設と保険者との間での必要な情報共有等が行われるのであれば、以下の取り扱いと異なる手続きとすることを妨げるものではない。
- ① 要介護1、要介護2の入居申込者は、居宅において日常生活を営むことが困難なことについての必要な情報を入居申込書に記載する。
 - ② ①の申込者については、青葉苑は保険者に対して別紙様式第1号により報告を行うとともに、入居が特列入居対象者に該当するか否かの意見を求める。
 - ③ ②の求めを受けた場合保険者は、青葉苑に対して適宜意見を表明する。
 - ④ 特列入居申込者の状況が変化した可能性があると判断したときは 再度保険者に意見を求める。
(別紙様式第3号)